「メンタルヘルスケア」と「メタボリックシンドローム」への取組みについて

～FFG経営者クラブ・セミナー開催のお知らせ～

はじめに

「メンタルヘルスケア」や「メタボ(メタボリックシンドローム)」という言葉は今や広く知られるようになりました。

労働政策研究・研修機構の調査によれば、約９割の企業がメンタルヘルスケアを重要な経営課題だと捉えており、従業員の健康管理体制整備・拡充の必要性が、企業経営者などに改めて認識されつつあります。

ここでは、そうした課題への取組みの背景や現状についてご紹介いたします。

１．メンタルヘルスケア

⑴取組みの背景と現状

従業員数の違いによって温度差あり

メンタルヘルスの不調は、従業員本人はもちろん、雇用する企業側においても生産性低下や代替人件費等のコスト増加、社内外の信頼性低下など、様々な問題が生じます。

しかし、厚生労働省の2007年の調査では、心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取組んでいない事業所の比率は66.4%に及ぶなど、前述の認識とは異なり、実際の対応は未だ不十分だといえます。

図１が示すように、従業員300名以上の事業所では、８割超がメンタルヘルスケアに取組んでいます。しかし、100名未満の事業所では、５割未満と大きく低下します。これは長期休業者・退職者がいる事業所(図２参照)との相関関係があると考えられ、小規模な事業所ほど取組みがなされていない、という現状がうかがえます。

図１：従業員数別・メンタルヘルスケアの取組み実施状況

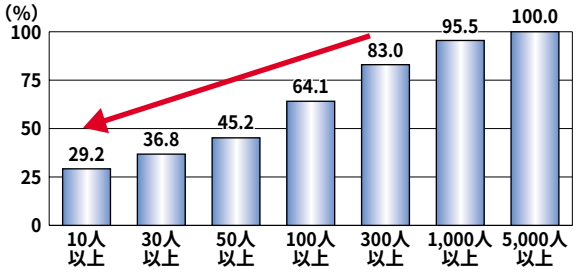

図２：従業員数別･長期休業者､退職者がいる事業所

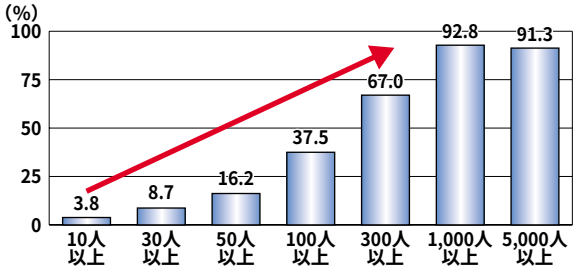

(出所)厚生労働省「平成19年労働者健康状況調査の概況」

⑵認識はあるが、取組まない「理由」

入り口段階での情報不足が障壁に

なお、厚生労働省の同調査によれば、メンタルヘルスケアに取組んでいない理由(複数回答)は、「専門スタッフがいない(44.3%)」「取組み方がわからない(42.2%)」等であり、情報不足を原因に、いわば取組みの入り口段階で足踏みする場合が多いと考えられます。

ちなみに、対策を講じている事業所では、上記２点の取組み状況について以下のように回答しています(複数回答)。

・専門スタッフの配置
　ア)産業医(56.5%)
　イ)衛生管理者・衛生推進者等(30.7%)
　ウ)カウンセラー等(27.1%)
・事業所の取組み内容
　ア)相談対応の体制整備(59.3%)
　イ)教育研修・情報提供(対象者毎)
　　労働者(49.3%)管理監督者(34.5%)

２．メタボリックシンドローム

⑴取組みの背景

膨張する医療費の抑制策

「特定健康診査・特定保健指導」という制度名よりも「ウエスト周囲径85(90)㎝以上」といっ

た数値の方が広く知られている感がありますが、厚生労働省の06年国民栄養・健康調査結果(40～74歳)によれば、男性の２人に１人、女性の５人に１人がいわゆるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の強い疑いもしくは予備軍だということです。

図３：メタボリックシンドロームの状況

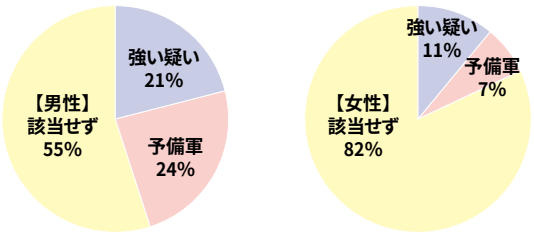

(出所)厚生労働省「平成18年国民栄養・健康調査結果」

男女合計の数値で表すと、強い疑いの該当者数は約960万人、予備軍は約980万人と推計されます。将来、生活習慣病を発症したと仮定すれば、医療費が膨張するのは明らかです。

つまり、生活習慣病の予防や早期発見に努力することは、多くの国民の健康を守ると同時に医療費膨張を抑制する効果があります。

こうした観点から、「特定健診・特定保健指導」が義務化されることとなりました。

(2)制度の要点

2008年４月から義務化

厚生労働省が管轄するこの制度は、企業の健康保険組合などすべての医療保険者に対して、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査と保健指導の実施を義務づけるものです。医療保険者ごとに健診実施率・保健指導実施率などの目標値を設定し、５年サイクルで評価します。この評価結果に基づいて、13年から各保険者が拠出する後期高齢者支援金の加算・減算が行われる予定です。

各医療保険者が加算による支出増加を回避するため、健診・指導実施に注力することで、健診受診率の改善効果などが期待されます。

３．セミナー開催のお知らせ

こうした状況のなか、企業経営者や人事労務担当者の方々に関心が高いと思われる「職場のメンタルヘルスケア＆特定検診・特定保健指導セミナー」を、ＦＦＧとして開催いたします。皆様の事業経営のご参考となれば幸いに存じます。

（今村　光男）

～ＦＦＧ経営者クラブ・セミナー開催のご案内～

**職場のメンタルヘルスケア＆
特定健診・特定保健指導セミナー**

開催趣旨

「職場のメンタルヘルスケア」については、医療の現場から身近な事例をもとに企業側の実践的な対応法などをご紹介します。
「特定健診・特定保健指導」は、本年４月より義務化されました。制度の内容や福利厚生面からの解説など人事労務ご担当者のお役に立つ情報を提供致します。

名　称	「職場のメンタルヘルスケア＆特定健診･特定保健指導セミナー」		
日　時	平成20年12月18日(木)　13:00～16:00		
会　場	福岡銀行本店　10階講堂（福岡市中央区天神2丁目13－1）		
対　象	企業経営者･人事労務担当者	定　員	50名
内　容	第一部　テーマ	「特定健診･特定保健指導」	
	第一部　講　師	(株)メディクオール　代表取締役社長　宮田　武志　氏	
	第二部　テーマ	「職場のメンタルヘルスケア」	
	第二部　講　師	雁の巣病院　診療部長　園本　建　氏	
主　催	FFG経営者クラブ、福岡銀行、FFGビジネスコンサルティング		
受講料	FFG経営者クラブ会員　無料　　会員以外　3,000円／人		
お申込みお問合せ	FFG経営者クラブ事務局（(株)FFGビジネスコンサルティング内） TEL. 092－723－2241　FAX. 092－721－9258（担当：新改･松野）		